

京都経済同友会 景観委員会 提言案
未来の京都の景観に向けて

2019年3月20日

景観委員会

2018 - D- 1

■ サマリー

京都市の「新景観政策」は全国的に見ても厳しい規制が設けられ、その成果が評価されている一方で、無電柱化の遅れや統一感のない街並みなど良好な景観形成に向けた課題は多い。良好な景観を形成するためには、伝統的・文化的な街並みを維持・保存したり、景観を規制するだけでなく、経済的・社会的価値を生み出すための新たな景観の創造が必要である。そのためには、地域の民間企業や市民等による自発的なまちづくりを誘導する規制緩和や減税等のインセンティブも必要であると考えている。

本提言では、自然、建築物や道路等の物理的な見え方だけでなく、人々の交流や賑わいも景観の重要な構成要素と捉え、以下の3つのビジョンとそれらを実現するための具体策について、京都市内の都心部を中心に言及した。

- ①電柱・電線・支線・信号線等の地中化による「空の大きなまちづくり」
- ②快適な歩行者空間をめざす「歩きたくなるまちづくり」
- ③まちに個性と賑わいを創出するための仕組みをつくる「活力あふれる仕組みづくり」

上記については、行政機関だけでなく、民間企業や市民に対しても広く呼びかけるものである。

目次

1. はじめに	1
2. 京都の景観の現状と課題	2
3. 京都がめざすべき景観ビジョン	6
4. 景観ビジョンを実現するための提言	
4-1. 空の大きなまちづくり	7
4-2. 歩きたくなるまちづくり	9
4-3. 活力あふれる仕組みづくり	11
5. おわりに	13
6. 参考資料	14

1. はじめに

「すくよかならぬ山の景色、木深く世離れてたたみなし、け近き籬の中をば、その心しらい掬などをなん・・・」

一千年昔に紫式部によって書き残された源氏物語第二帖「帚木（ははきぎ）」のこの一節。「柔らかな稜線の続く山の景色は、緑が鬱蒼と豊かで、人々の暮らす京都の街から離れて重なり霞の向こうに消えてゆく。目を近くに落とすと、垣に囲まれた庭には、手入れをする人の心遣いや石の配置など決まり事が・・・」というように、京都に暮らす人々が日常目にする遠景と近景の懐かしさが端的に語られている。

「京都の景観」を考えると、長い歴史の中に濾過されてきた普遍性がどこにあるのか、その本質を共有することが最も基本なのだと気付かされる。「京都の景観」とは、豊かな自然を身近に感じながら文化的に洗練された日常が繰り広げられることではないだろうか。

この「京都の景観」を考え、そして将来的には京都が世界遺産の街として世界に通じる景観を確保するために、長期的な視点に立ちながら、京都に関わるすべての人々が崇高で現代的な景観理念を共有していくことが重要であると考えている。

京都市は、2007年9月から建物の高さ規制・デザイン規制や屋外広告物の規制等を見直した「新景観政策」を施行し、2017年で10周年を迎えた。この京都の景観政策は、全国的に見て厳しい規制が盛り込まれ先進的と評価されている。しかし一方で、無電柱化の遅れや野放しになっている「のぼり」等、良好な景観形成に向けた課題は多い。良好な景観を形成するためには、好ましくない要素を規制するだけでなく、新たな景観の形成に民間企業や市民を誘導するインセンティブや理念が必要と考える。また、単に京都市の行政機関のみにその責任を求めるのではなく、国や府そして民間企業や地域社会などがそれぞれの役割を担い、多様な角度から取り組み続けることが必要かつ重要である。

本提言は、人々の営みや街の活力が創り出す「京都の景観」を実現するために、3つの景観ビジョンと、快適で賑わいのある公共空間づくりを中心とした具体策について言及した。企業経営者として、行政機関だけでなく民間企業や市民に対しても呼びかけ、共に景観の整った京都を実現したいと願っている。

一般社団法人 京都経済同友会
景観委員会
委員長 畑 正高

2. 京都の景観の現状と課題

本章では、景観の定義と京都市がこれまで取り組んできた景観政策および景観の課題について述べる。

<景観とは>

景観とは、自然、建築物、道路、人々の営み等、人間をとりまく環境の眺め全般を意味する言葉である。なかでも都市の景観は、その都市が辿ってきた歴史を今に引き継ぐものとして、地理的、文化的、経済的等の様々な影響を受けた結果のあらわれと考えることができる。したがって、景観は、建築物等の物理的な見え方だけをいうのではなく、それが存在するに至った背景とも深く関連しながら、さらにその環境内部で活動する人々もまたその重要な構成要素であると捉えることができる。

都市景観を環境に適した秩序や合意されたルールのもとで整備することは、都市に個性と自律性を与え都市格を高める。また、住民や訪問者に満足感を与え、さらには土地や建築物等の不動産価値を高めたり観光客が増加するなど、経済的な効果および経済的・社会的価値の創出にも繋がる。このような経済的・社会的価値を生み出すためには、規制だけでなく、新たな景観を創造する誘導政策、さらには地域の自発的な取り組み等も重要である。そのためには行政機関に加えて、地域も「公の意識」を持ち、自分たちの街や景観を一緒につくっていかうとする思いが必要である。

京都市域は、自然、歴史、商工業、住宅など、エリアによって様々な特徴があり、多様な景観が形成されている。本提言では、京都市内の都心部を中心に検討する。

<これまでの「京都市の景観政策」>

京都市では、1930年に「風致地区」が指定され、個々の建物ではなく面的に景観保全する制度が始まり、1972年の「市街地景観条例」、1973年の「高度地区指定」で、市街地における総合的な景観政策が確立した。

2004年に景観法が制定・公布され、京都市は2007年に景観への規制を強化した「新景観政策」を施行した。建物の高さ制限やデザイン基準を見直し、看板などの屋外広告物の規制の強化が進められた。新景観政策の結果、新たに建てられる建物は、高さが抑えられた京都らしいデザインが増え、派手な看板も少なくなり、京都ブランドや魅力の向上に繋がった。

現在、人口減少・高齢化等の社会情勢の変化に対応するため、京都市は「新景観政策」の見直しを行っている。

< 京都の景観の課題 >

京都市内の景観は、2007 年の新景観政策の施行以来、全国的にも厳しいルールにより建築物や看板等の規制が行われ、相当程度の景観改善が図られてきたものとして評価できる。しかし一方で、京都の都市格をさらに高めていくためには、以下のような課題も多く残されている。

(1) 建ち並ぶ電柱と張り巡らされた電線や支線

無電柱化率は、ロンドンやパリ、香港や台北等のヨーロッパ・アジアの主要都市では 95～100% にも達するが、日本では、政令指定都市でも無電柱化は進んでおらず、無電柱化率が 5% を超えているのは、東京 23 区と大阪市、名古屋市のみであり、観光・文化都市である京都市においては 2% に過ぎず、今でも全国で毎年約 7 万本の電柱が新設されている（写真 1）。日本で無電柱化が進まないのは、事業者間の調整およびトランス設置等での地元調整に時間を要すること、多額の工事費用がかかることなどが主な原因とされているが、根本的には、無電柱化を推進するための有効な制度が整備されてこなかったことによると考えられる。

2016 年に「無電柱化の推進に関する法律」が制定され、さらに 2020 年にオリンピック・パラリンピックの開催を控えていることなどから、東京都では、近年ようやく電柱の新設を原則禁止し、無電柱化を推進する条例が制定された。京都市でも、無電柱化の取り組みは一部で進められているが、無電柱化された大通りに、電柱を支える支線¹（写真 2）や信号線が残っていることもあり、必ずしも徹底されていない。



写真 1：空に張り巡らされた電線
（今出川通室町）



写真 2：電柱を支える支線や有線ケーブル線
（堀川通高辻）

1 電柱などを支えるために張られた線

(2) 洗練されていない街並み・歩行者空間

① 統一感のない街並み

京都市内は全域で建築物の高さが規制されており、高さの上限はエリアによって細かく規定されている。2007年の新景観政策で高さ規制がより一層強化されたことで、長期的に見れば京都市内の景観は改善の方向に向かうものと考えられる。しかし、実際には全ての建築物が同じような高さに建て替わるわけではないため、古い町家と新しいビルが建ち並ぶエリアでは、高さの不統一は今後も避けられないであろう（写真3）。そのようなエリアでも統一感ある街並みを形成しようとするならば、新しい建築物のファサード²について十分に検討される必要がある。特に大通りでは、建築物の高さは統一されていてもファサードに不揃いが生じるなど、必ずしも良好な街並みの統一が図られていない箇所もあり、今後の改善が求められる。



写真3：統一感のない街並み（鴨川から西を見る：写真提供 京都市）

② 快適な歩行を妨げる歩行者空間

歩道の幅が狭い、街路灯が少なく夜道が暗い、のぼり・自転車・ゴミ等の障害物が歩道に置かれているなど、人々が快適に歩ける空間を実現するための妨げとなる要因も多々見受けられ、早期改善が必要である（写真4）。



写真4：歩道に設置されたのぼり（烏丸通今出川）

「歩くまち・京都」憲章が制定されている京都市では、2015年に四条通りの歩道拡幅事業が行われた。今後も他の通りで歩行者空間をより豊かなものに生まれ変わらせる取り組みが継続的に実施されることが望ましい。

2 街路や広場などに面する建物の正面部分のこと。建物のいわば顔としての役割をもつ。

(3) 有効活用できていない地域の潜在力

① 空き家・空き地・空き店舗

これまで行政機関も様々な策を講じてきたが、依然として空き家・空き地・空き店舗等の「空き空間」の数は減少していない(写真5)。これらは、防犯・防災のみならず、街の活力やイメージなど、景観的な観点からも大きな問題となっている。そのため、空き空間を上手く活用して地域活性化に結びつけていくことが重要であるが、空き空間の活用や流通に消極的な所有者が多いことや、所有側と活用側のマッチングなどの問題があり、現状は有効に活用されているとは言えない。



写真5：空き店舗
(京都市内：Google マップストリートビューより)

② エリアマネジメント

東京の大丸有(大手町・丸の内・有楽町)エリアの取り組みや、大阪のうめきた先行開発区域のグランフロント大阪(写真6)でのBID制度³など、近年、都市部を中心にエリアマネジメント⁴の導入が進んでいる。京都市内においても、各地域でまちづくりの取り組みはされているが、行政機関に頼るところが多く、地域の民間企業や住民が主体となって積極的にエリアマネジメントを進めている事例は少ない。しかし、資金や人的な問題もあり、行政機関だけでは各地域の実情に応じたきめ細かな対応は難しいことから、今後は各地域で民間主体のまちづくりが中心となっていくであろうと思われる。行政機関は民間主体のまちづくりが今後無理なく進展していくように、それらの活動を支援する効果的な仕組みづくりが必要となるだろう。

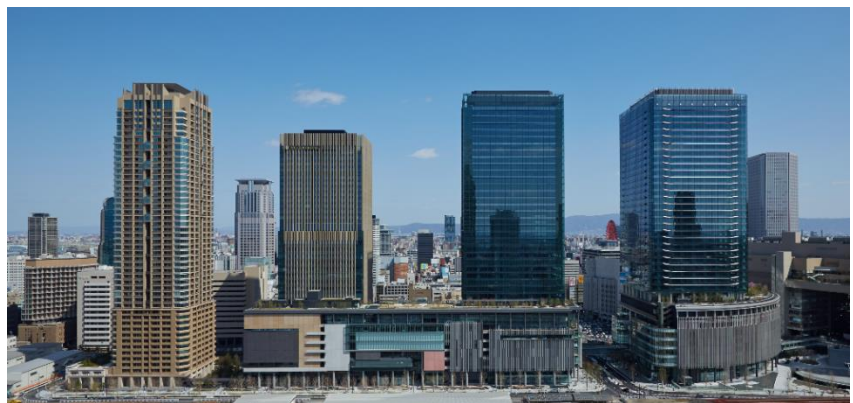


写真6：大阪版BIDの地域にあるグランフロント大阪
(写真提供 グランフロント大阪TMO)

3 Business Improvement District。エリアマネジメント活動の資金を自治体が当該エリアの民間から徴収、再配分し、BID 団体に公共空間の管理も一体的に任せて街づくりを推進する制度。

4 特定のエリアを単位に、地域が主体となって、まちづくりや地域経営(マネジメント)を積極的に行おうという取り組み。現在、大都市の都心部、地方都市の商業地、郊外の住宅地など、全国各地でエリアマネジメントの取り組みが実践されている。

3. 京都がめざすべき景観ビジョン

京都が、世界の多くの人々にとって 50 年後、100 年後にも住みたい、働きたい、訪れたいと思える都市であり続けるように、歴史・文化都市、世界遺産都市としての風格を継続的に高めていく必要がある。京都の風景、その背後にある山並みと四季折々に変化する美しい自然、数々の歴史的建築物や庭園などを大切に守りながらも、伝統と革新が織りなす洗練された独自の文化や現代的な価値観を反映させるとともに、人々の活気ある営みを感じられる景観づくりを目指していきたい。そのためのビジョンとして、前章で提起した課題を踏まえ、特に以下の3点について、今後注力する必要があると考える。

(1) 空の大きなまちづくり

電柱・電線・支線・信号線の架空線がなく、京都の山々や伝統的な建築物や空が、広く美しく見えるまちをつくる。



写真7：九条通から東寺の眺め

(2) 歩きたくなるまちづくり

美しい街並みが人々の感性を刺激し、歩くことが気持ちよく楽しく感じられ、豊かな時間を楽しむ歩行者で賑わう快適な歩行者空間をつくる。



写真8：スカイラインが揃っている街
(コペンハーゲン)



写真9：建物の1階は店舗があり、道沿いに街路樹が植えられている
(東京丸の内：大丸有まちづくり協議会ホームページより)

(3) 活力あふれる仕組みづくり

人々が集まり交流し、活発な経済活動が生まれるよう、エリア毎の個性を活かしながら、活力あるまちを生み出す仕組みをつくる。

4. 景観ビジョンを実現するための提言

3つの景観ビジョンを実現するための具体策を以下に述べる。

4-1. 空の大きなまちづくり

(1) 京都市内の市街地では、電柱・電線・支線・信号線を新設しない

新たな道路整備や宅地開発の際には、原則として、電柱・電線・支線・信号線等の架空線の新設を認めないようルール化し、市内における電柱・電線・支線・信号線等をこれ以上増やさないような徹底した対策をとるべきである。

(2) 線（道路）ではなく、面（エリア）で無電柱化・無電線化を進める

観光地などを除けば、無電柱化計画は主要幹線道路を中心に実施されている。しかしながら、伝統的な暮らしが残る市内中心部などは、京都の街並みの模範的な姿を示すエリアとして、幹線道路だけでなく、エリアで無電柱化・無電線化を進めていくべきである。そのモデル地区として、例えば、祇園祭の鉾町が多く並ぶ一定のエリア（図1）を、約10年後の2030年頃までに完全に無電柱化・無電線化することを検討すべきである。

加えて、現在途中まで無電柱化されている幹線道路（例えば、四条通りの八坂神社まで）も早期に無電柱化・無電線化を完成すべきである。



図1：無電柱化・無電線化エリアの一例
(烏丸通～御池通～新町通～四条通に囲まれたエリア)

(3) 無電柱化の対象エリアでは、電線、支線、信号線の全ての架空線を完全になくす

既に無電柱化された道路でも、残念ながら支線や信号線の残っている箇所が見受けられる（写真10）。無電柱化は多額のコストを要する事業であるため、そのような不徹底な状況は、費用対効果としても決して好ましくない。無電柱化の対象エリアは、電線、支線、信号線の全ての架空線をなくすように徹底すべきである。そのためには、国や京都府、京都市、警察等の行政機関と、電力会社や通信会社等の電線管理事業者が、組織の縦割りを越えた協力体制を構築するようなルールを定めなければならない。



写真 10：無電柱化されている烏丸通りをまたぐ支線やケーブル線

(4) 京都市は京都市内全体の景観をマネジメントする役割を担う

上記の3つの提言は、今後の新景観政策の見直しの中で、無電柱化・無電線化の条例制定を含め検討・推進すべき事項と考える。また、京都市には、組織間や部門間の垣根を超えて、電柱や全ての架空線を含めた景観全体をマネジメントする役割を担うようお願いしたい。

また、全体のマネジメントを考える中で、沿道住民の合意形成や工事費用の問題も併せて考える必要がある。

無電柱化工事に対して、沿道住民全員の合意を得るまでに、かなりの時間を要している。できるだけ早期の無電柱化・無電線化を進めるためには、それを当然と思えるような住民の意識改革が必要であり、理解促進のための積極的なキャンペーンやプロモーション活動を、地域を巻き込んで行っていくことが大切である。行政機関にはその旗振り役をお願いしたい。

無電柱化の工事費用は、国や地方自治体等の行政機関と、電力会社や通信会社等の電線管理事業者の負担分を合計すると、1kmあたり数億円を要するといわれており非常に高額である。新技術によるコストダウンは当然目指されなければならないが、それでも必要となる多額の費用についても十分に検討されなければならない。京都市が負担する工事費用については、市の予算配分を見直すことに加え、宿泊税等からの予算捻出も検討すべきであると考え。ただ将来的には、資金調達の仕事についても検討が必要となってくるだろう。

4-2. 歩きたくなるまちづくり

(1) 歩道幅を広くし、道路空間のデザインクオリティを高める

歩道幅を広げ車道の車線数を削減する道路空間の再配分⁵により、自動車優先の都市を歩行者のための都市へと転換することは、今、世界的な潮流であり、まちづくりの有効な方法として注目されている。京都市の四条通歩道拡幅もそのような流れに位置づけられる。他都市の事例としては、米国ポートランドやニューヨーク「CityBench プロジェクト」の他、国内では、大阪府で御堂筋の歩道化が発表されたばかりである。今後は、自動車と歩行者の共存を図るシェアド・スペース⁶（写真 11）や、車道の一部を歩行者の休憩場所などに転用するパークレット⁷（写真 12）などの導入についても検討を期待したい。



写真 11：シェアド・スペース

（英国 Exhibition Road：Google マップストリートビューより）



写真 12：パークレット

（神戸市三宮：写真提供 神戸市）

これらの取り組みと並行して、街路樹やストリートファニチャー⁸のデザインや配置、舗装をデザイン性の高いものに統一し、歩行者空間のクオリティを高めることも必要である。クオリティを高める上では、品格を維持しながらも適切なコストの範囲内で実現していく努力が必要であり、デザインコンペティションの適切な活用も有効である。

(2) 規制強化やインセンティブ付与等により美しい街並みをつくるよう誘導する

美しい街並みを形成するためには、沿道の建築物の高さが揃い、デザインが周囲と調和するよう、適切な景観規制の強化やインセンティブの付与等による誘導が必要であり、特に以下については、積極的に実施すべきだと考える。

5 車道の車線数を減らして歩道幅を広げたり自転車レーンを設けたりするなど、既存の道路空間で決められていた交通種別ごとの配分を将来の計画にしたがい再配分することにより、市街地の環境改善や活性化を図る取り組み。

6 標識や信号、横断歩道、中央線などをなくした最小限のルールにもとづき、自動車や自転車、歩行者などが互いに配慮したコミュニケーションにより安全に通行するような歩車共存の考え方とその手法。

7 車道の一部を歩行者が休憩したり飲食したり憩ったりするための空間に転用した仮設スペース。路上の駐車スペースが転用されるケースが多い。2010年頃に米国で導入が始まり、国内では2016年に神戸市が最初に実施した。

8 街路空間の中に室内における家具のように存在する比較的小規模のさまざまな施設。ベンチ、街路灯、フラワーポット、郵便ポスト、電話ボックス、ゴミ箱、標識、信号、防護柵、車止め、案内板、バス停など。

- ① スカイライン⁹を揃える。大通りで建築物を建て替える際には、行政機関からの誘導や地域協定などにより、スカイラインが揃う街並みをめざすことが望ましい。

(図2)



図2：スカイラインとファサードの軒高を揃えた街並み イメージ図

- ② ファサードは、軒高あるいは、外観上の軒高を揃え(図2)、大通りの1階には店舗等を設置(写真13)するよう、規制を検討する。なお、ファサードの軒高は、大通りでは6~7m程度、狭い通りでは3.5m程度を提案する。



写真13：1階に店舗があり、賑わいがある街並み (コペンハーゲン)

- ③ 伝統的な商いや生活様式が感じられる建築デザインや、伝統的な建築物(写真14)と調和し祇園祭等の伝統的行事が映えるようなファサードにする場合は、固定資産税の減税等を行うなどの仕組みも検討に値すると思われる。



写真14：伝統的な建築物 (新町通錦小路：写真提供 ㈱くろちく)

- ④ 道路上の「のぼり」の撤去を強化するとともに、代替として、フラッグ(写真15)やのれん等で景観に配慮した表示にするよう指導を行う。



写真15：フラッグのある街並み (神戸市旧居留地：Google マップストリートビューより)

9 空を背景として、都市の建築物や山岳の稜線などが描く輪郭線。

4-3. 活力あふれる仕組みづくり

(1) エリアマネジメントで地域の自発的なまちづくりをめざす

わが国のような成熟社会における都市の活力は、経済の急成長や人口増加のような右肩上がりの社会状況によってもたらされるのではなく、各地域が独自性を発揮しながら、持続的かつ柔軟に活動する働きによってもたらされる。近年、国内では、エリアマネジメントの導入によって、それぞれの個性を活かしたまちづくりをする地域が増えてきている。また、エリアマネジメントの活動を後押しする「地域再生エリアマネジメント負担金制度」が公布・施行され、課題であったエリアマネジメントの安定的な活動資金を確保することが可能になった。

このような動きを視野に入れながら、すでに京都にある伝統的な地域コミュニティの基盤と地域活動を前提とした、京都に適したエリアマネジメントの手法を検討していく必要がある。

(2) 特色あるまちづくりを促す仕組みをつくる

多くの人交流し賑わいのある中心部エリア、新たな産業集積地をめざす南部エリア以外に、各エリアにある通りなど、それぞれに個性や特色のあることが、そのまちの魅力を引き出し、地域経済の活性化に繋がる。

そのために、京都らしい景観を守りつつ、経済発展を促すために、エリアごとの実態や特徴に応じて高さを含む規制を見直すことは将来的な課題となり得る。

また、景観のあり方やルールをエリアの住民が考え運用していく組織づくりや活動に対しては、行政機関が支援するような仕組みが必要である。例えば、そのエリアの商店や住民等がまちづくりとして、ベンチや多機能照明柱等のストリートファニチャー（写真16、17）を設置しようとする場合は、周辺の景観と調和するようなデザインであれば、行政機関は、歩道への設置を許可したり、設置費用への補助金を支給するような支援策が有効である。



写真16：ストリートファニチャー：ベンチ・街路樹
(グランフロント大阪)



写真17：ストリートファニチャー：
多機能照明柱（グランフロント大阪）

多機能照明柱には、フラッグ広告、看板、歩道照明、防犯カメラ、Wi-Fi 基地局等の機能が搭載できる

(3) 市内中心部での歩行者天国を定期的で開催する

京都は観光客にとって、日常とは異なる特別な体験を得られるまちである。一方、京都に暮らす人々にとっては、祇園祭などの年間行事だけでなく、もう少し日常的に、特別なハレの日を体験できる機会があってもよいと考える。これは観光客にとっても良い体験になる。そこで、四条通りなど市内中心部の広い道路空間を利用して、歩行者天国の定期的な開催を提案する。歩行者天国の開催にあたっては、路上にフードカーやオープンカフェ等の店舗の出店を許可し、収益の一部を歩行者天国のマネジメント団体の活動資金にするなど、イベントを継続して開催することのできる仕組みをつくることも重要である。



写真 18：歩行者天国（四条通り）

(4) 空き家・空き地・空き店舗の活用や流通を促進する

空き家・空き地・空き店舗等の「空き空間」は、街の賑わいを阻害する要因となるため、これらの活用や流通を促進する仕組みを検討し、導入を図っていく必要がある。これらの空き空間がもつ可能性は多様であり、薄暗くひとけのない空間が、活気ある空間に転換されるよう、その場所に合った有効な活用方法を上手く見定めることが重要である。

促進策として、空き家等の放置がデメリットとなるような制度を導入すると同時に、それらが有効に活用される場合には減税措置や補助金を与えるなどのインセンティブを検討すべきと考える。併せて、空き家売却特例¹⁰等の現状制度や空き家の活用方法について積極的に周知を図ることも重要である。

10 相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日まで、かつ、特例の適用期間である平成28年4月1日から平成31年12月31日までに、相続のため空き家となった不動産を相続人が売却し、一定の要件を満たす場合は、その譲渡所得から3,000万円を特別控除することができる制度。

5. おわりに

京都のまちは、自然や歴史、伝統や文化に敬意を払い、それらを大切に守り続けると同時に、時代に応じた変革を成し遂げてきた「今を生き続ける都市」であり、その二重性が京都のアイデンティティであるともいえる。2007年の「新景観政策」の施行から10年あまりが経ち、その成果をさらに次の新たな京都の景観へと繋げていく気運が高まっている。京都の景観として誰もがイメージする神社仏閣や祇園界隈の風景、大文字や嵐山への眺望は今後も京都を代表する景観として大切なものであるが、今回の提言では、今後、京都の景観が、より普遍的かつ現代的な価値を帯びるための「底上げ」に必要な方策について取りまとめた。京都市の景観政策の見直しにおいて、本提言の思想・理念を十分ご理解いただくとともに、より良い京都の景観づくりのため、そのビジョンの実現に向け検討いただけることを願う次第である。

現在、京都駅周辺の東部エリアと西部エリアで大規模なまちづくりが進行している。京都駅東部エリアの一部である「京都市立芸術大学の移転予定地」周辺や、京都駅西部エリアの一部である「梅小路京都西駅・京都市中央市場」周辺の2カ所のエリア（図3）については、本提言の内容を取り入れ、まちづくりを実施していただきたいと考えている。

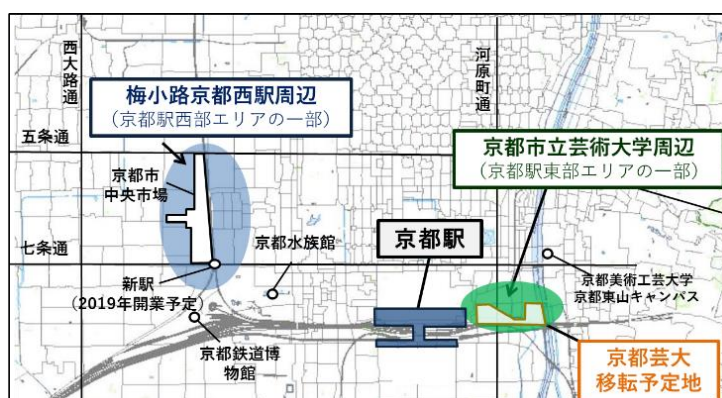


図3：京都駅東部エリアと西部エリア

また、本提言では言及しなかったが、奥まった細い路地も京都の伝統的な景観のひとつであると考えている。近年では、建物を店舗に改装し、賑わいを見せている路地が増えてきており、今後は、防災や安全の面だけでなく、人の賑わいや活力の面からも、路地を活用する仕組みを考えることも重要である。

最後に、本提言の策定に際しては、富山大学大学院の久保田善明教授にご指導いただいた。また、提言策定の過程では、京都市の都市計画局や建設局、関西電力(株)、西日本電信電話(株)との意見交換の機会をいただいた。異なる立場や専門性から有益な助言をいただくとともに、京都の景観が抱える課題やあるべき姿について、その多くを共有できたことが大変有意義であった。

京都が、歴史的文化的な都市であることはよく語られるが、本提言を通じて、私たち企業経営者・経済人は、行政機関や市民とともに、今後の京都のより優れた景観形成とそれによる都市の活性化、都市格の向上に貢献していきたい。

6. 参考資料

(1) 景観委員会 活動状況

- 2017年7月25日(火) 第1回委員会(オープン委員会)
レクチャー「これからの景観づくりを考える」
富山大学大学院 理工学研究部 教授/本委員会アドバイザー 久保田善明氏
- 2017年10月17日(火) 第2回委員会
講演「道路景観マネジメント — 道路空間利活用で街は活性化」
特定非営利活動法人御堂筋・長堀 21世紀の会 理事長 成松孝氏
- 2017年12月7日(木) 第3回委員会
 1. 問題提起「京都が目指すべき美しい景観とは？」
富山大学大学院 理工学研究部 教授/本委員会アドバイザー 久保田善明氏
 2. グループディスカッション
- 2018年5月21日(月) 第4回委員会
講演「無電柱化と安全で美しいまちづくり」
特定非営利活動法人電線のない街づくり支援ネットワーク 理事事務局長 井上利一氏
- 2018年8月8日(水) 第5回委員会(視察)
 1. 講演「大阪のまちづくりについて」
株式会社 E-DESIGN 代表取締役 忽那裕樹氏
 2. 講演「グランフロント大阪について」
一般社団法人グランフロント大阪 TMO まちづくり推進部担当部長 今村滋氏
 3. グランフロント大阪 施設見学
 4. 講演「ミナミのまちづくり 公共空間活用について」
南海電気鉄道株式会社 営業推進室なんば・まち創造部長 和田真治氏
株式会社 E-DESIGN 代表取締役 忽那裕樹氏
 5. なんば広場予定地、とんぼりリバーウォーク 現地見学
- 2018年11月5日(月) 第6回委員会
 1. 提言骨子(案)の説明
 2. 提言骨子(案)についての討議
- 2019年1月29日(火) 第7回委員会
 1. 提言(案)の説明
 2. 提言(案)についての討議

※所属・役職は開催時のもの

(2) 景観委員会 委員名簿

※2019年3月31日現在（敬称略）

委員長

畑 正高 株式会社松栄堂 代表取締役社長

副委員長

池坊 専好 一般財団法人池坊華道会 副理事長
吉田 光一 株式会社フラットエージェンシー 取締役会長

担当幹事

井上 雅文 株式会社大黒商会 代表取締役社長
狩野 一成 株式会社狩野コーポレーション 代表取締役社長
北尾 幸吉雄 株式会社北尾吉三郎商店 代表取締役
高橋 英明 株式会社高橋本社 代表取締役社長
中村 憲夫 平安建材株式会社 代表取締役社長
野村 正樹 株式会社ローバー都市建築事務所 代表取締役社長

アドバイザー

久保田 善明 富山大学大学院 都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科 学科長／教授
(元 京都大学大学院工学研究科 准教授)

委員

蘆原 千鶴 株式会社ベストフィット 代表取締役
市川 豊 株式会社京都春秋 代表取締役
井上 重樹 常盤印刷紙工株式会社 代表取締役
岩崎 一也 株式会社岩崎商店 代表取締役社長
内畑 一 株式会社内畑 代表取締役社長
大岩 英人 大岩建設工業株式会社 代表取締役社長
大塚 直樹 アサヒビール株式会社 京滋統括支社 理事支社長
大畑 喜昭 株式会社ドコモ CS 関西 京都支店 支店長
岡野 真之 株式会社岡野組 代表取締役専務
奥谷 博俊 株式会社サツマヤ奥谷 取締役営業本部長
岸本 京子 京都電子工業株式会社 代表取締役社長
北尾 哲郎 日東薬品工業株式会社 代表取締役社長
木下 昌秀 株式会社木下カンセー 代表取締役
久保 善昭 久保商事株式会社 代表取締役社長
熊谷 昌美 株式会社熊谷次商店 代表取締役
糸田 一幸 ネットヨタヤサカ株式会社 代表取締役副社長
小山 晃正 有限会社小山電工 代表取締役
雑賀 和彦 サイガ株式会社 代表取締役
齋藤 篤史 株式会社東洋設計事務所 代表取締役社長
榊田 隆之 京都信用金庫 理事長

左合 秀行	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 京都支店	執行役員支店長
澤野 茂治	澤甚株式会社澤野工務店	代表取締役社長
島田 啓司	株式会社菊水製作所	代表取締役会長
白川 裕二	SMBC 日興証券株式会社 京都支店	法人部長
瀬戸川 雅義	株式会社アールセッション	代表取締役
妹尾 正治	株式会社妹尾正治建築事務所	代表取締役
高崎 輝道	株式会社 NTT ファシリティーズ 京都支店	支店長
高杉 政一	株式会社ケービデバイス	代表取締役
瀧井 傳一	タキイ種苗株式会社	代表取締役社長
田中 勝久	株式会社田中工務店	代表取締役社長
田中 誠二	学校法人大和学園	理事長
田辺 親男	親友会グループ	会長
谷口 昌利	鹿島建設株式会社 京都営業所	所長
玉置 敏浩	三井不動産株式会社 京都支店	支店長
中井 聖子	セブン商事株式会社	取締役
中村 隆	株式会社菊岡家	代表取締役
中村 暢秀	株式会社紅中	代表取締役会長
中村 政温	中村公認会計士事務所	所長
西谷 昭一郎	大成建設株式会社 京都支店	支店長
野崎 隆男	野崎印刷紙業株式会社	代表取締役社長
長谷 幹雄	株式会社長谷本社	会長
長谷川 忠夫	株式会社長谷川松寿堂	代表取締役社長
長谷部 斎	株式会社竹中工務店	役員補佐
畑 元章	株式会社松栄堂	専務取締役
平田 晃一	株式会社平田清商店	代表取締役
福山 隆夫	京都駅ビル開発株式会社	代表取締役社長
布施 大策	布施税理士事務所	税理士
船井 渉	株式会社長栄	常務取締役
古橋 秀敏	古橋産業株式会社	代表取締役社長
前野 芳子	前野公認会計士事務所	所長
牧草 弘師	牧草コンサルタンツ株式会社	代表取締役会長
松尾 隆広	北和建设株式会社	代表取締役社長
三井 須美子	三井産興株式会社	代表取締役
三輪 勝孝	株式会社ノム建築設計室	代表取締役社長
三輪 泰之	要建設株式会社	代表取締役社長
村山 健一	大和不動産鑑定株式会社 京都支社	支社長
村山 昇作	株式会社 iPS ポータル	代表取締役社長
山下 浩一	清水建設株式会社 京都営業所	所長
山田 拓広	花豊造園株式会社	代表取締役社長
山本 啓史	株式会社日建設計 京滋支所	支所長
吉田 典生	三和化工株式会社	代表取締役社長
米津 幹也	みずほ信託銀行株式会社 京都支店	支店長

渡邊 直行	株式会社メンバーズゴルフサービス	代表取締役
豊田 博一	一般社団法人京都経済同友会	理事事務局長
事務局		
廣野 貴夫	一般社団法人京都経済同友会	事務局次長
川口 佳菜子	一般社団法人京都経済同友会	事務局係長
渡邊 恵実	一般社団法人京都経済同友会	事務局員



一般社団法人

京都経済同友会

Kyoto Association of Corporate Executives

600-8009 京都市下京区四条通室町東入 京都経済センター6F

T 075-353-1060 F 075-353-1063 <http://www.kyodoyukai.or.jp/>